

下山口白石地区まちづくり推進協議会準備会 5 月定例会結果報告

平成 30 年（2018 年）5 月 20 日
下山口白石地区まちづくり推進協議会準備会
代表 小林正典

2018 年 5 月 20 日（日）に 5 月の月例会を開催しました。主な概要は次の通りです。

1. 支持書回収

ゾーン 2 の 9 名の不在地権者の住所が確認できたことから、議会準備会の活動報告と支持書用紙を同封した書簡の送付を準備し、郵送住所が確認できた 8 名に対し、5 月 12 日付けで書簡の送付し、指示書を 6 月 18 日までに返送頂けるようお願いしたことが報告されました。また、497 の対象家屋に対し、総数 262 通の支持書の提出を受けていることが確認されました。

2. 協議会認定申請

不在地権者への情報提供・支持書用紙の送付が全て完了する見込みであることから、協議会の役場による公式認定を受ける申請準備が進められているとの情報共有がなされました。認定申請を進めるにあたっては、提出が必要な書類について、事前に役場と調整の上準備を進めていくことを確認しました。

3. 特定開発事業説明会

計画変更により特定開発事業となり 3 月 17 日に説明会が開催された個人宅については、4 月 23 日の締め切りまでに 9 件の意見書の提出がなされ、現在、施主が指摘事項を踏まえ善処を検討しているとの話がある旨の情報が共有されました。

4. 計画変更後の特定開発案件となった開発事例の取り扱い

工事開始以前の建築許可申請時点にて 10 メートル以下で特定開発案件となっていない建築物が、工事開始後、計画変更を行い、10 メートル以上となるなどの特定開発案件となった場合の取り扱いについて議論がありました。葉山まちづくり条例第 19 条では、特定開発案件については事前説明会を開催し、事前協議確認通知書が交付されるまでは工事を開始してはならず、工事を開始している場合には停止しなければならないと規定しています。この条文を踏まえ、計画変更後に特定開発案件となった案件についても、同様に、事前協議確認通知書の交付があるまでは、工事を停止し、まちづくり条例の手続きに従い説明会等の手続きを行い、事前協議確認通知書が役場から交付された後に工事を再開するという原則を確認する必要があるとの話がありました。

以上